（容器再検査の期間）

第十五条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（海外認定容器に限る。）であって、容器再検査を受けたことのないものであり、かつ、容器を製造した月の刻印等がないものについては、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器を製造した日から国内で初めて充塡を行う日までの期間とする。

3　前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（容器再検査の方法）

第十六条　法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、外観検査その他の経済産業大臣が定めるものとする。

2　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第十七条　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　その他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、前項第一号の例により外観検査を行い、これに合格するものであること。

二　容器は、前項第二号の例により漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

三　容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う断熱性能試験に合格するものであること。

四　その他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

3　前二項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもって法第四十九条第二項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。

（附属品再検査の方法）

第十九条　法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、外観検査その他の経済産業大臣が定めるものとする。

2　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十条　法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　その他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2　［略］

（容器再検査の期間）

第十五条　［略］

［新設］

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る期間をもって法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間とすることができる。

（容器再検査の方法）

第十六条　法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2　［略］

（容器再検査における容器の規格）

第十七条　法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、繊維強化プラスチック複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　その他告示に定める基準に適合するものであること。

［新設］

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもって法第四十九条第二項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。

（附属品再検査の方法）

第十九条　法第四十九条の四第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。

2　［略］

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十条　法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

三　その他告示に定める基準に適合するものであること。

2　［略］